

2019年6月27日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先 商品企画部長 増田 真一
TEL(03)3241-9511

株式等の決済期間短縮化 (T+2 化) に伴う
上場投資信託 (ETF) の約款付表の変更に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、対象 ETF (計 18 本) について、約款付表を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

ETF を含む株式等の売買にかかる決済が、取引日の 3 営業日後から 2 営業日後に変更されることに伴い、投資家の利便性の観点から、取得申込及び解約申込の受付時限を繰り下げます。

今回の変更は、外国資産、商品先物 (商品) についての指数 (価格) を連動対象とする ETF において、投資家の利便性の観点から商品性をふまえて変更するものです。2019 年 5 月 28 日に「株式等の決済期間短縮化 (T+2 化) に伴う上場投資信託 (ETF) の投資信託約款の変更に関するお知らせ」と題して開示いたしました内容は、国内株式、国内 REIT についての指数を連動対象とする ETF のものであり、対象 ETF 及び変更内容が異なります。

変更内容の詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

当該変更は、重大な約款変更に該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行いません。

対象 ETF は、継続して東京証券取引所に上場され、当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の取引時間を変更するものではありません。

<記>

[対象 ETF]

	対象 ETF	銘柄コード
1.	NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信	1323
2.	NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信	1324
3.	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信	1325
4.	金価格連動型上場投資信託	1328
5.	NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信	1545
6.	NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信	1546
7.	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信	1559
8.	NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信	1560
9.	NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信	1678
10.	NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信	1682
11.	NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信	1699
12.	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	2511
13.	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信	2512
14.	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	2513
15.	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信	2514
16.	NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	2515
17.	NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット ・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	2519
18.	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマージング・マーケット ・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	2520

[約款付表変更の日程]

2019年7月11日まで

内閣総理大臣への約款付表変更の届出

2019年7月12日

約款付表変更日

[当該約款付表変更に係る新旧対照表]

1. NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信
2. NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信
3. NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信

※1.~3.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~4. <略></p> <p>5. 約款第12条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <略></p> <p>8. 約款第45条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>9. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~4. <同左></p> <p>5. 約款第12条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <同左></p> <p>8. 約款第45条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>9. ~11. <同左></p>

4. 金価格連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <略></p> <p>4. 約款第12条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>5. <略></p> <p>6. 約款第50条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>7. ~8. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~3. <同左></p> <p>4. 約款第12条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>5. <同左></p> <p>6. 約款第50条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>7. ~8. <同左></p>

5. NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信

6. NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信

※5.および6.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>4. <略></p> <p>5. 約款第45条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>4. <同左></p> <p>5. 約款第45条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <同左></p>

7. NEXT FUNDS タイ株式SET50指数連動型上場投信

8. NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシアKLCI連動型上場投信

※7.および8.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>4. <略></p> <p>5. 約款第47条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>4. <同左></p> <p>5. 約款第47条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>6. ~7. <同左></p>

9. NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>4. ~6. <略></p> <p>7. 約款第43条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時30分</u>」とします。</p> <p>8. ~11. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>4. ~6. <同左></p> <p>7. 約款第43条第1項の別に定める時限は、「<u>午後3時</u>」とします。</p> <p>8. ~11. <同左></p>

10. NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. 約款第 43 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 5. ~6. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 4. 約款第 43 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 5. ~6. <同左></p>

11. NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. <略> 5. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 6. ~7. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 4. <同左> 5. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 6. ~7. <同左></p>

12. NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

13. NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信

14. NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信

15. NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信

※12.~15.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. ~7. <略> 8. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 9. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 4. ~7. <同左> 8. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 9. ~10. <同左></p>

16. NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>正午</u>」とします。 4. ~10. <同左></p>

17. NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. ~7. <略> 8. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 9. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 4. ~7. <同左> 8. 信託約款第 48 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時</u>」とします。 9. ~10. <同左></p>

18. NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>午後 3 時 30 分</u>」とします。 4. ~10. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「<u>正午</u>」とします。 4. ~10. <同左></p>

以 上